

健発 0815 第 14 号
令和 5 年 8 月 15 日

各 { 都道府県知事
市 町 村 長 } 殿
{ 特 別 区 長 }

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について

標記の実施については、令和 2 年 10 月 23 日健発 1023 第 3 号厚生労働省健康局長通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、本日から適用することとされたので通知する。

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」 新旧対照表

改正後	現 行
<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (1) A. ア①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 個別接種促進のための支援</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する診療所に対し、以下の取組への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週 100 回以上の接種を令和 5 年 5 月 1 日から 7 月 2 日、7 月 3 日から <u>9 月 3 日、9 月 4 日から 11 月 5 日、11 月 6 日から 12 月 31 日</u>のそれぞれの期間中に 4 週間以上行った場合、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円の支援を行う。 ・ 上記の取組にかかる支援を受ける診療所は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。 <p>以下 (略)</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (1) A. ア①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 個別接種促進のための支援</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する診療所に対し、以下の取組への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週 100 回以上の接種を令和 5 年 5 月 1 日から 7 月 2 日、7 月 3 日から <u>8 月 31 日</u>のそれぞれの期間中に 4 週間以上行った場合、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円の支援を行う。 ・ 上記の取組にかかる支援を受ける診療所は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。 <p>以下 (略)</p>

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（中間とりまとめ）」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会）において、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、今後具体的な検討を進め、必要な体制の確保を図ることとされている。

このため、今後、市町村及び都道府県の協力を得ながら、必要な体制の確保に取り組んでいくこととしているが、今般の新型コロナウイルスワクチンは、現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、接種開始の時期を具体的に見定めることは困難な状況にある中で、新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、開発動向等も見据えながら、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、準備を予め進めていく必要がある。

本実施要綱に基づく体制確保事業は、このような状況を踏まえ、接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備し、接種実施の間に継続的に確保することを目的とする。

2 本実施要綱の位置づけ

本実施要綱は、上記の目的のもと実施される新型コロナウイルスワクチンの接種に係る体制確保が円滑に行われるよう、市町村及び都道府県の主な役割分担について、以下の分担を前提とし、市町村及び都道府県においてあらかじめ準備しておくべき事項等を示すものである。

都道府県の役割・・・広域での実施体制の確保に係る調整、医療従事者等への接種の実施体制の確保、ワクチン流通調整、専門的相談体制の確保等

市町村の役割・・・接種の実施体制の確保、接種券、予診票、案内等の印刷・発送、相談体制等の確保等

3 体制確保事業の実施主体

本実施要綱に基づく体制確保事業の実施主体は、市町村（地方自治法第281条第1項に定める特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県とする。

4 事業内容

(1) 市町村において実施する体制確保事業

A. 集団接種及びコロナワクチン接種に特別に必要な事業以外

ア 庁内体制整備

① 人的体制の整備

市町村は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、接種実施の間、継続的に確保する（データ入力等外部委託できる業務の委託含む）。

② 予防接種台帳システム等のシステム改修

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、必要に応じて、既存の予防接種台帳システム等の改修を行う。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく予防接種記録のマイナンバー情報連携を行う。

③ 接種券、予診票、案内等の印刷・発送

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、接種対象者のリストを作成し、必要な書類を印刷・発送できるように準備の上、必要な時期に発送する。

④ 接種の実施体制の確保

地域の医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の構築及び調整を行う。

- ・ 医療機関の診療体制、接種人数等の把握・調査
- ・ 医療機関等と連携した接種体制の確保（接種費用の支払い代行機関への委託含む）
- ・ 医療機関以外で行う場合の接種体制の確保、運営等
- ・ 接種の実施に必要な備品等及び感染対策等の準備
- ・ 接種記録の管理
- ・ 予防接種法に基づく予防接種証明書の交付

⑤ 相談体制等の確保

- ・ 住民からの問い合わせ等を受け付ける体制（コールセンター等）の確保
- ・ 住民への適切な情報提供（広報）
- ・ 接種予約受付（医療機関が自ら行う場合除く）

⑥ 個別接種促進のための支援

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する診療所に対し、以下の取組への支援を行う。

- ・ 週100回以上の接種を令和5年5月1日から7月2日、7月3日から9月3日、9月4日から11月5日、11月6日から12月31日のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円の支援を行う。

- ・ 上記の取組にかかる支援を受ける診療所は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

B. 集団接種事業

ア 庁内体制整備

① 人的体制の整備

市町村は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、接種実施の間、継続的に確保する（データ入力等外部委託できる業務の委託含む。）。

② 予防接種台帳システム等のシステム改修

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、必要に応じて、既存の予防接種台帳システム等の改修を行う。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく予防接種記録のマイナンバー情報連携を行う。

③ 接種券、予診票、案内等の印刷・発送

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり、接種対象者のリストを作成し、必要な書類を印刷・発送できるように準備の上、必要な時期に発送する。

④ 接種の実施体制の確保

地域の医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の構築及び調整を行う。

- ・ 医療機関の診療体制、接種人数等の把握・調査
- ・ 医療機関等と連携した接種体制の確保（接種費用の支払い代行機関への委託含む）
- ・ 医療機関以外で行う場合の接種体制の確保、運営等
- ・ 接種の実施に必要な備品等及び感染対策等の準備
- ・ 接種記録の管理
- ・ 予防接種法に基づく予防接種証明書の交付

⑤ 相談体制等の確保

- ・ 住民からの問い合わせ等を受け付ける体制（コールセンター等）の確保
- ・ 住民への適切な情報提供（広報）
- ・ 接種予約受付（医療機関が自ら行う場合除く）

C. コロナワクチン接種に特別に必要となる事業

新型コロナウイルスワクチン接種に特異に実施する必要がある事業。

D. 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

令和5年2月以降に、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室が示した事情変

更のために、令和4年度中に交付を受けた当該補助金では、事業実施に当たって経費の不足が生じた場合、市町村において令和4年度中（出納整理期間含む）に負担した経費に限り補助する。

（2）都道府県において実施する体制確保事業

A. 集団接種事業以外

ア 庁内体制整備

① 人的体制の整備

都道府県は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、接種実施の間、継続的に確保する（データ入力等外部委託できる業務の委託含む。）。

イ 広域調整

① 広域での接種の実施体制の確保に係る調整

複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。

② 医療従事者等への接種の実施体制の確保

管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して、接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の構築及び調整を行う。

③ 新型コロナウイルスワクチン流通調整

新型コロナウイルスワクチン等の流通の調整に当たって、関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する。

④ 専門的相談体制の確保

- ・ 市町村で対応が困難な専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種について、医療機関に情報提供するとともに、医療機関からの相談に応じる。
- ・ 被接種者に副反応を疑う症状が発生した場合に、必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できる体制を確保する。

B. 集団接種事業

ア 庁内体制整備

① 人的体制の整備

都道府県は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、必要な執行体制を計画し、接種実施の間、継続的に確保する（データ入力等外部委託できる業務の委託含む。）。

イ 広域調整

- ① 広域での接種の実施体制の確保に係る調整
複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。
- ② 医療従事者等への接種の実施体制の確保
管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して、接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の構築及び調整を行う。
- ③ 新型コロナウイルスワクチン流通調整
新型コロナウイルスワクチン等の流通の調整に当たって、関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する。
- ④ 専門的相談体制の確保
 - ・ 市町村で対応が困難な専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種について、医療機関に情報提供するとともに、医療機関からの相談に応じる。
 - ・ 被接種者に副反応を疑う症状が発生した場合に、必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できる体制を確保する。

C. 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

令和5年2月以降に、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室が示した事情変更のために、令和4年度中に交付を受けた当該補助金では、事業実施に当たって経費の不足が生じた場合、市町村において令和4年度中（出納整理期間含む）に負担した経費に限り補助する。

5 経費の負担

市町村及び都道府県が本実施要綱に基づき実施する体制確保事業に要する経費については、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。接種回数に応じて補助額が変動する事業については、事業実績報告書に基づき精算を実施する。

6 その他の留意点

- (1) 「4 事業内容」の詳細については、別に定める「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領」、「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施に関する手引き」を参照すること。
- (2) 本実施要綱に基づく体制確保事業の実施に当たり、個人情報の保護については、関係法令等を遵守するとともに、最大限の配慮を行うこと。